

○ 登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を改正する省令新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

第四章 登録に係る検査又は点検の実施等

第四章 登録に係る検査又は点検の実施等

（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局）

（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局）

第十五条 法第七十三条第三項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局とする。

第十五条（同上）

- 一・二（略）
- 三 地上基幹放送局
- 四〇九（略）
- 十 衛星基幹放送局
- 十一（略）

- 一・二（同上）
- 三 放送局
- 四〇九（同上）
- 十 放送衛星局
- 十一（同上）

別表第六号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）

別表第六号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目（第九条第一項関係）

第一・二（略）
第三 無線設備

第一・二（同上）
第三 無線設備

一（略）

一（同上）

二 電気的特性の点検

二 電気的特性の点検

無線局種別及び無線設備名			点検の項目	備考
機	空	航		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

無線局種別及び無線設備名			点検の項目	備考
機	空	航		
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

地上基幹放送局	(略)	局 船 船					局					
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 スプリアス発射又は不要発射の強度 四 空中線電力 五 総合周波数特性	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
・ 四については、実効輻射電力又は空中線効果の確認を行うための電界強度測定を含む。 ・ 五については、演奏所を有する(演奏所と直結す	(略)				(略)	(略)						

放送局	(同上)	局 船 船					局					
		(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	
一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 スプリアス発射又は不要発射の強度 四 空中線電力 五 総合周波数特性	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
・ 四については、実効輻射電力又は空中線効果の確認を行うための電界強度測定を含む(衛星補助放送を行う無線局を除く)。 ・ 五については、演奏所を有する(演奏所と直結す	(同上)				(同上)	(同上)						

注 1 3 三 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	るものを含む。 <u>地上基 幹放送局</u> (テ レビジョン 放送(デジタ ル放送に限 る。)を行う 地上基幹放 送局を除 く。)に限る。

注 1 3 三 (同上)	(同上)	
	(同上)	
	(同上)	るものを含む。 <u>放送局</u> (テレビジ ョン放送(デ ジタル放送に 限る。)を行 う放送局を 除く。)に限 る。